

平成 19 年 10 月 19 日

第 29 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. イソプロチオラン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成 19 年 8 月 21 日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第 7 回確認評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、イソプロチオラン投与による影響は主に肝臓に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験においてラットに皮膚角化棘細胞腫が認められたが、遺伝毒性が認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量より、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 10 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

2. カルプロパミド

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 19 年 5 月 22 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第 6 回確認評価第三部会において ADI が決定した。

その後、平成 19 年 8 月 28 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る追加の意見聴取がなされた。

なお、平成 15 年 7 月 1 日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

(3) 評価の概要

試験結果から、カルプロパミド投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 1.43 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.014 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした。

3. チオベンカルブ

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成19年8月6日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第7回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、チオベンカルブ投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.9 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。